

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月1日
【会社名】	株式会社ウィン・インターナショナル
【英訳名】	WIN INTERNATIONAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋沢 英海
【本店の所在の場所】	東京都台東区台東四丁目24番8号
【電話番号】	(03)5688-0878(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務部長 村田 裕可
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東四丁目24番8号
【電話番号】	(03)5688-0878(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務部長 村田 裕可
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

当社は、本日開催の取締役会において、テスコ株式会社（以下「テスコ」といい、当社とテスコを総称して、以下「両社」といいます。）と、共同株式移転の方法により持株会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について合意し、本株式移転に係る株式移転計画の作成につき決議するとともに、同日、テスコとの間で本株式移転について定めた統合契約を締結し、かかる株式移転計画を作成いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・ 商号 テスコ株式会社
- ・ 本店の所在地 宮城県仙台市青葉区木町1番1号
- ・ 代表者の氏名 代表取締役 秋田 裕二
- ・ 資本金の額 （単体）20,000千円（平成24年5月31日現在）
- ・ 純資産の額 （単体）2,152,868千円（平成24年5月31日現在）
- ・ 総資産の額 （単体）4,444,187千円（平成24年5月31日現在）
- ・ 事業の内容 医療機器販売等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単体）

（単位：千円）

決算期	平成22年5月期	平成23年5月期	平成24年5月期
売上高	7,412,388	7,127,329	8,380,032
営業利益	366,430	347,736	396,403
経常利益	372,964	361,120	341,594
当期純利益	209,222	219,348	159,777

（注）テスコは、平成25年3月期より、事業年度の末日を5月31日から3月31日に変更いたしました。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成24年9月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合（％）
秋田 裕二	40.90
株式会社キエマ企画	32.07
株式会社ウィン・インターナショナル	27.03

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

（平成24年9月30日現在）

資本関係	当社は、テスコの発行済株式総数の27.03%を保有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	両社は、資本及び業務提携契約を締結しており、医療機器販売等の取引関係があります。

(2) 当該株式移転の目的

両社の属する医療業界は、医療費抑制を目的とする近年の医療制度改革の影響により、引き続き厳しい経営環境が続いております。医療機関におきましては、財政悪化からコスト削減に踏み切らざるを得ない環境になっており、納入業者に対する値下げ圧力が高まる傾向にあります。両社をはじめとする医療機器販売業者は、こうした顧客の置かれた環境を的確に把握し、ニーズに即した質の高いサービスを提供することが求められております。

そのような市場環境において、主力商品である循環器領域をはじめとする低侵襲治療の分野を中心にシェア拡大を実現し、スケールメリットの追求をしてまいりましたが、こうした厳しい環境は、当面、継続されるものと想定されます。

両社は、この環境の変化を新たな成長の機会と捉え、共通の理念と戦略の下で、両社の経営資源を有効活用し企業価値を向上させることが最良の選択肢であるとの認識で一致したことから、経営統合を実施することに合意いたしました。

この経営統合により、理念や戦略に賛同する企業が参画しやすい体制を構築すべく共同持株会社を設立し、以下に示すようなシナジー効果を追求してまいります。

経営環境の変化に機動的に対応するために、M & A やグループ内再編を推進していきます。

公正且つ実効性のあるガバナンスを充実、強化することで、経営の透明性を高めます。

各事業会社の地域特性も尊重しつつ、相乗効果のある戦略によりグループ企業価値最大化を図ります。

グループの経営資源を全体最適の視点から配置・配分することで、効率的な企業活動を行います。

このように、両社の経営統合は、両社の企業価値をともに向上させるものであり、株主の皆様やお取引先を含めたすべてのステークホルダーにとって最善の結果をもたらすものと確信しております。

(3) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

株式移転の方法

本日、両社が作成した株式移転計画に基づき、株式移転設立完全親会社である共同持株会社の設立の日である平成25年4月1日をもって、共同持株会社は両社の発行済株式の全部を取得し、その株式に代わる共同持株会社の新株式を両社の株主に対して割り当てる予定です。これにより、両社は、共同持株会社の完全子会社となります。

但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	当社	テスコ
株式移転比率	1	15.5

(注1) 株式の割当比率

当社の株式1株に対して共同持株会社の株式1株を、テスコの株式1株に対して共同持株会社の株式15.5株をそれぞれ割当て交付します。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。なお、共同持株会社は、100株を1単位とする単元株制度の採用を予定しております。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 15,251,655株

上記は、当社の発行済株式総数12,303,400株（平成24年9月30日時点）及びテスコの発行済株式総数190,210株（平成24年9月30日時点）を前提として算出しております。なお、実際に共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単位（100株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社大阪証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

株式移転の日程

株式移転計画承認取締役会（両社）	平成24年11月1日
統合契約書締結及び株式移転計画作成（両社）	平成24年11月1日
臨時株主総会基準日設定公告（当社）	平成24年11月15日（予定）
臨時株主総会基準日（当社）	平成24年11月30日（予定）
株式移転計画承認臨時株主総会（両社）	平成25年1月30日（予定）
大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）上場廃止日（当社）	平成25年3月27日（予定）
共同持株会社設立登記日（本株式移転効力発生日）	平成25年4月1日（予定）
共同持株会社株式上場日	平成25年4月1日（予定）

（注）但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

株式移転計画の内容

株式移転計画書

株式会社ウイン・インターナショナル（以下「ウイン」という。）及びテスコ株式会社（以下「テスコ」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、ウイン及びテスコは、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「持株会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、ウイン及びテスコの発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第2条（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的：別添の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号：「ウイン・パートナーズ株式会社」とし、英文では「WIN-Partners Co., Ltd.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地：東京都台東区とする。
 - (4) 発行可能株式総数：50,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別添の定款記載のとおりとする。

第3条（持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 持株会社の設立時取締役は以下のとおりとする。
 - 取締役 秋沢 英海
 - 取締役 秋田 裕二
 - 取締役 三田上 浩美
 - 取締役 村田 裕可
 - 取締役 間島 進吾
2. 持株会社の設立時監査役は以下のとおりとする。
 - 監査役 卜部 容志孝
 - 監査役 神田 安積
 - 監査役 菊地 康夫
3. 持株会社の設立時会計監査人は以下のとおりとする。
 - 有限責任 あずさ監査法人

第4条（持株会社が本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転によりウイン及びテスコの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるウイン及びテスコのそれぞれの株主に対し、その所有するウイン及びテスコの普通株式に代わり、以下の(1)及び(2)の数の合計に相当する数の持株会社の普通株式を交付する。但し、当該合計数に1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
 - (1) ウインが基準時において発行している普通株式数に1を乗じた数
 - (2) テスコが基準時において発行している普通株式数に15.5を乗じた数
2. 前項の規定により交付される持株会社の普通株式の割当てについては、基準時におけるウイン及びテスコの株主に対し、その所有するウイン及びテスコの普通株式につき、以下の割合をもって割り当てる。
 - (1) ウインの株主については、その所有するウインの普通株式1株につき持株会社の普通株式1株
 - (2) テスコの株主については、その所有するテスコの普通株式1株につき持株会社の普通株式15.5株

第5条（持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

持株会社の成立の日における持株会社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額：550,000,000円
- (2) 資本準備金の額：150,000,000円
- (3) 利益準備金の額：0円

第6条（持株会社の成立の日）

持株会社の設立の登記をすべき日（以下「持株会社の成立の日」という。）は、平成25年4月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ウイン及びテスコは協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. ウイン及びテスコは、平成25年1月30日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 本株式移転の手續進行上その他の事由により必要な場合には、ウイン及びテスコは、協議の上、前項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場及び株主名簿管理人）

1. 持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式を、大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）又はその運営を承継した金融商品取引所のこれに相当する市場に上場することを予定する。
2. 持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、本株式移転計画作成の日から持株会社の成立の日に至るまでの間において、ウイン若しくはテスコの株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認に関する決議が得られなかった場合、本株式移転に関して法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかった場合又はウイン及びテスコが別途合意した場合には、その効力を失う。

第10条（本株式移転の条件等の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成の日から持株会社の成立の日に至るまでの間において、ウイン若しくはテスコの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又は本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、ウイン及びテスコは協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第11条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、ウイン及びテスコが別途協議の上定める。

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、両当事者が記名押印の上、各1通を保管する。

平成24年11月1日

ウイン： 東京都台東区台東四丁目24番8号
株式会社ウイン・インターナショナル
代表取締役社長 秋沢 英海

テスコ： 宮城県仙台市青葉区木町1番1号
テスコ株式会社
代表取締役 秋田 裕二

（別紙）

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ウイン・パートナーズ株式会社と称し、英文では、WIN-Partners Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配および管理すること、並びにこれらに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医療機器の製造・販売・輸出入・リース・レンタル・修理・保守・設置工事
- (2) 医薬品・医薬部外品、毒物および劇物の販売
- (3) 医療機器・医薬品および医薬部外品の販売に関するアドバイスおよびコンサルティング
- (4) 医療施設の経営・開設に関するアドバイスおよびコンサルティング
- (5) 企業間の提携・合併・営業権の譲渡等に関する仲介およびコンサルティング
- (6) 建設工事、内装仕上工事および管工事
- (7) 人材の紹介および斡旋
- (8) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
- (9) コンピュータ・システムのソフトウェアおよびハードウェアの設計・製造・開発・販売・リース・レンタル・修理・保守
- (10) コンピュータのネットワーク化に関するアドバイスおよびコンサルティング
- (11) 情報処理システム開発の計画作成およびコンピュータ技術者の派遣
- (12) 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(基準日)

第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記載または記録、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱い等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第30条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の設定)

第31条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会および常勤監査役)

第35条 当会社に監査役会を置く。

2. 監査役会は、その決議により、常勤監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外監査役の責任限定契約)

第42条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第47条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(会計監査人との責任限定契約)

第48条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第49条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第50条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当）

第51条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第52条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払いの配当財産には利息をつけない。

以上

附 則

（最初の事業年度）

第1条 当社の最初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成26年3月31日までとする。

（最初の取締役および監査役の報酬等）

第2条 第28条および第40条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は年額150,000千円以内とし、監査役の報酬等の額は50,000千円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

(4) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

当社は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたってその公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼することとし、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を第三者算定機関として選定いたしました。

大和証券は、当社については、当社の普通株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法（平成24年10月31日を算定基準日とし、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間を採用し、当該期間の終値平均株価を分析。）をマーケットアプローチの評価手法として採用し、テスコについては、テスコの普通株式が非上場であり市場株価が存在しないため市場株価法を採用せず、一方で、比較可能な上場類似会社が複数存在することから類似会社比較法をマーケットアプローチの評価手法として採用し、また、両社について両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためインカムアプローチの評価手法としてディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。なお、大和証券がDCF法による算定において前提とした両社の将来の利益計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。大和証券による算定結果の概要は以下のとおりです。なお、株式移転比率の評価レンジは、当社の普通株式1株に対する、テスコの普通株式の評価レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法/類似会社比較法	18.23 ~ 21.32
DCF法	15.47 ~ 21.49

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、信頼性、完全性及び妥当性の検証を行っておりません。

また、両社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の事業計画及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券が提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

算定の経緯

上記のとおり、当社は大和証券に本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務状況、両社を取り巻く事業環境、市場株価の動向及び両社の財務予測等の要因を総合的に勘案し、テスコとの間で株式移転比率について慎重に協議を重ねました。その結果、当社は、上記2(3)の株式移転比率は妥当であり、当社の株主の皆様への利益に資するものであるとの判断に至り、合意したものです。

なお、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重要な変更が生じた場合、両社の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

第三者算定機関である大和証券は、当社又はテスコの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ウィン・パートナーズ株式会社（英文名：WIN-Partners Co., Ltd.）
本店の所在地	東京都台東区台東四丁目24番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 秋沢 英海（現 当社代表取締役社長）
資本金の額	550百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	医療機器販売等を行う会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業等

以上